

## 教育力向上福岡県民会議 第2回 専門部会のまとめ(主な提案事項)

### 「学校支援体制について」

#### 1 支援を受け入れる体制

##### 学校施設の活用

- (例) 学校の空き教室を地域に開放する。
- (例) 団塊の世代を集めて、活動してもらう。
- (理由) 地域の人や文化とのふれあいができる。
- (理由) ふれあいのために学校が時間を設定するのは困難、休み時間等に自由に交流できる。

学校がイニシアチブをとり、学校支援の共通理解を図る。

- (理由) 一番発信力が強いのは学校。
- (留意点) 学校・家庭・地域がお互いの役割や立場が違う者同士が連携し、協力していこうとしていることを念頭に置いて活動しなければならない。

##### 学校と地域をつなぐ組織の設置

- (例) 田川市の校区活性化協議会(事務局は小学校内)は、校区内の事業を校区でつくる。
- (例) 地域にどんな人材がいるのかを調べて、学校が必要とする人材を紹介するシステム。
- (例) 本県が実施した「いきいきスクール事業」が参考になる。
- (理由) 学校に支援をしたいと思っても、学校の敷居が高いと感じている方も多い。
- (理由) 職場体験など、地域での体験活動には受け入れ先の調整等、地域の支援が必要。
- (留意点) 組織の事務局がコーディネーター役を担う。
- (留意点) 社会教育委員の会議の際には、学校側から支援の要請を示す。
- (留意点) 学校のことも理解し、地域のことも把握しているコーディネーターが必要。
- (留意点) 学校が支援を受けるときは、「全てお任せ」にしない。
- (留意点) 支援する組織は、常設の機関とする。
- (留意点) 学校経験者が委員に必要
- (留意点) 必要経費と交通費は予算化し、ボランティア(無償)としての支援と、講師・ゲストティーチャー(有償)とを分ける。

学校、家庭、地域で教育に責任を負う意識をもたせる仕組みづくり

- (例) 宗像市の学校運営評議委員会で地域との連携に取り組む。

##### 必要経費と交通費は予算化する

- (理由) 全て有償では、予算がなくなったときに継続できない。
- (留意点) 一緒に活動するボランティア(無償)と講師・ゲストティーチャー(有償)を分ける。

### P T Aとの連携を強化する

(理由) P T Aは、地域と学校をつなぐパイプ役となる。

(留意点) P T Aとの関わり方を管理職の研修内容として位置づける

### 学校支援に関する研修を実施する

(例) ボランティアを対象とした研修

(例) ボランティアと子どもの活動や学びをコーディネートする教師のための研修

## 2 地域による学校支援

### 地域の保育士や幼稚園教師の経験者、資格・免許保有者の小1への支援

(例) 小学校1年生の1学期に、保育士や幼稚園の経験がある方や免許を保有している人が学級に入り、子どものケアをしたり、関わったりする。

(理由) 保育所(園)や幼稚園で友だちと関わりながら体験的に学んでいたのに、小学校に入学するとすぐに45分間、椅子に座って授業を受ける。そのため、子どもの感じているストレスは非常に大きく、学校生活に適応できなくなる。

### 「小さなけがに過剰に反応しない大人」の啓発

(理由) 小さなけがに過剰に反応することで、子ども同士が関わるができなくなっている。

(理由) 小さなけがを繰り返しながら、大きなけがや事故を防ぐ力をつけ、成長していく。

### 私学と地域のつながりを築く

(理由) 私学は、公立と比べると地域とのつながりが薄く、子どもの登下校を見守りもない。

### 教科活動に関する地域支援のモデル、教科外活動に関する地域支援のモデルを開発

(例) 学校が主体的に取り組む事例、地域が主体的に支援する事例

(例) 教科指導は学校主体、社会性などは地域が支援する必要がある。

(例) 小学校3～5年生を対象とした地域での学習指導などの支援。

(理由) 地域の中にも、学校の教育活動をよく理解している方とそうでない方がいる。

(理由) わかりやすい事例を集めて示すことで、相互理解も深まる。

## 「連携・一貫教育について」

### 1 各校種間の職員の共通理解を図る

「福岡がめざす子ども」の保・幼、小、中、高の共通理解とそれに基づく教育活動

(理由) 目標を共通理解することで、連携、一貫教育を推進しやすくなる。

(理由) コミュニケーション能力や自尊感情、規範意識など、発達段階に応じた指導が必要。

小学校、中学校教員に対する幼児教育の研修

(理由) 幼児教育を小学校入学前の教育と捉えている。

(理由) 小学校1年生学級編成のための情報収集の場となっている。

連携の内容をシステム化し、指導カリキュラムを作成する

(理由) 保育所、幼稚園に求めるものが小学校の教師によって異なり、学校として統一されていない。

(理由) 保育所、幼稚園から小学校、中学校での連携・一貫したカリキュラムが必要。

(理由) 指導の意図、内容、接続の在り方を踏まえた一貫したカリキュラムが必要。

(留意点) 上の段階の学校がコーディネートした方が連携をとりやすい。中から小へ、小から幼保へアドバイスを行う。

(留意点) 県が指針を示さないと、学校格差、地域差が出てくる。

### 2 保育所(園)・幼稚園の連携

5歳児の保・幼合同集団遊び体験

(理由) 小学校入学前に集団遊びを経験させることが大切。

(理由) 少子化等により、5歳児が少ない保育所・幼稚園がある。

保育所と幼稚園が互いの取組を交流する場を設ける。

幼保の保護者の教育の推進

(理由) 子どもの教育に関心が強い時期である。

(理由) 小学校に入学してからでは遅い。

行政における保育園と幼稚園を一元化するシステムの構築

(例) 福祉課保育園係を教育委員会こども課に移動し、子ども育成係を設置する。

(理由) 現状の仕組みでは、保育所と幼稚園の管轄省が違い、連携をとりにくい。

### 3 保育所（園）・幼稚園と小学校との連携

5 歳児と小学校 1・2 年生との交流

互いの保育・教育活動を参観し合う取組の実施

（例）保育参観への小学校からの参加、小学校研究授業への保育所・幼稚園からの参加。

（理由）幼児教育を小学校入学前の教育と誤って捉えている。

（理由）保育所、幼稚園の遊びや体験の重要性を小学校が理解していない。

（理由）保幼の遊びや体験をさらに発展させる共通理解が必要である。

小学校入学時における子どもの課題や対応と今後の指導についての共通理解の場の設定

（理由）現在の連絡協議会が学校 1 年生学級編成のための情報収集の場となっている。

（理由）保育所・幼稚園の取組を小学校に発信する場が少ない。

（理由）合同で話す機会が少ないために、互いの理解が困難である。

（留意点）遊びを学びとして肯定的に捉えた上で、次のステップへ進む。

### 4 小学校、中学校、高等学校の連携

1 小、1 中校区の一貫教育を推進する

（理由）地域の教育力の維持・向上につながる

保幼と中学校、高等学校の交流を推進する

（理由）つながりのある学校間以外の交流も子どもたちの成長に効果がある。

高校生が地域の子どもの活動を支援する

（理由）ふれあいや思いやりにつながる活動、後輩を育てる活動が不足している。

（理由）通常の高等学校と中学校の実質的な連携は難しい。

保護者も一貫教育の必要性を理解する

（理由）学校だけの連携ではなく、保護者にも 9 年間、12 年間で意識した連携・一貫教育の必要性を理解させることが大切。

小学校・中学校の兼務発令をする

（理由）小学校での一部教科担任制などが可能となり、一貫教育を実施しやすくなる

# 「リーダーシップ、力量発揮について」

## 1 校長のリーダーシップを発揮する

人間関係形成力やコミュニケーション能力を高める

- (例) 人間関係づくり、カウンセリングマインドに関する研修の実施。
- (理由) 全職員に納得させて、経営理念を浸透させる必要がある。
- (理由) トラブル対処として地域の人材を知っていることが大切。
- (理由) P T Aの支援を受け、協力して子どもの教育にあたる必要がある。
- (理由) 職員の話最後まできける上司が信頼がある。

職員への指導力を高め、職員のやる気を高める

- (理由) 立場で言うことを聞かせようとしても効果は上がらない。
- (留意点) 小さな成功を経験させることがモチベーションを上げる。
- (留意点) 教育を職業とする意義、やりがい、目標をもたせて若い教師を育成する。

サブリーダー、ミドルリーダーを育成する

- (理由) 職員の同意を得やすい、職員が主体性をもって教育活動を展開しようとする。

P T A、地域の理解と協力、地域で支えるシステム

- (留意点) 教育理念や実態等を地域や保護者に積極的に情報発信を行い、理解と協力を得る。
- (留意点) 広い人脈をつくる。

校長の登用の仕方

外部の会議で支援を求めていく

- (例) 社会教育委員会会議等で、校長が学校の実態を知らせ、子どもに必要な活動を提案する。

## 2 教師の力量を高め、発揮する

少人数指導等の教員を増やす

- (理由) 日常の業務にゆとりがない。

研修の見直しを行う

- (例) 企業での体験研修。
- (例) 教職経験に応じた人材育成の研修。
- (例) 夏季休業中を活用した研修講座。
- (理由) 教師の体験が不足している。
- (理由) 実践的な授業を通した指導力量の向上を図る必要がある。

### 指導力をもった教師の活用

(例) 指導教諭等の効果的な活用方法を検討する。

力量を発揮し、互いに意見交換できる職場の雰囲気

### 教師も自分の子どもに関われる環境を整える

(理由) 教師も地域に住む親として、地域との関わり方や家庭生活を見直す必要がある。

### 危機意識や競争意識をもたせる

(理由) 私学は、常に公立や他の私学と競い合っている。

### 社会体験等の研修をさせる

(例) 企業での体験研修。

## 1 特色ある学校づくり支援事業（古賀市教育委員会）

## 【事業内容】

学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくため、学校に権限を与え、自主的な学校運営を行えるようにする必要がある。

各学校が教育目標をよりよく達成するため、教育改革の動向を踏まえつつ、学校、児童生徒、地域の実態にこだわり、教育課程経営を中核にして、その学校ならではの創意ある取組を作り出せるよう支援を行う。

## 【具体策】

予算編成及び執行に関わる学校裁量権の拡大につなげる支援を行う。

教育課程編成の権限をもつ校長の経営方針の支援を行う。

校長の裁量で創意工夫した特色ある教育活動の予算的支援を行う。

## 【事業に係る経費】

1校当たり 100,000円

## 【具体例】

職場体験活動、「挨拶いっぱい、花いっぱい、読書いっぱい」の推進、砂の芸術、地域の環境保護活動 等

## 2 県立学校分権予算（福岡県教育委員会）

## 【目的】

県立高等学校（中等教育学校後期課程含む）、県立特別支援学校の学校運営費について、枠予算として配分し、各学校で予算の編成から執行までを一貫して行う方式を導入することにより、学校長のリーダーシップの発揮の促進と学校経営に対する全校的な意識・意欲の高揚を図る。

## 【分権予算の内容】

重点目標に基づく教育活動に要する経費

学校教育活動を管理運営の面から支える管理に要する経費

## 【対象とする費目】

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

副校長その他新しい職の設置について  
(学校教育法の一部改正：平成19年7月)

教育基本法(平成18年12月改正)第6条第2項において、学校では「体系的な教育が組織的に行わなければならない」と規定されたことを踏まえ、学校の組織運営体制および指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正により、幼稚園、小・中学校等に「副校長(幼稚園においては副園長。以下同じ。)」 「主幹教諭」 「指導教諭」という職を置くことができると規定された。

福岡県の設置状況は下記のとおり。

学校教育法改正に伴う新しい職の設置(福岡県)

平成20年度	人(設置校数)		
	副校長	主幹教諭	指導教諭
公立小学校	3(3)	22(22)	12(12)
公立中学校	2(2)	43(22)	7(7)
県立高等学校	4(4)	12(4)	4(4)

\* 公立小・中学校は政令市を除く

副校長等の職の設置に関する事項について

「学校教育法等の一部を改正する法律について(通知)平成19年7月31日文部科学省」  
第5 1 今回の改正は、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長(幼稚園においては、副園長。以下同じ。) 主幹教諭、指導教諭を置くことができることとしたものであること。

副校長等は、任意に設置することができる職であり、その設置については学校や地域の状況を踏まえ、適切に判断されるものであること。

2 新たに設置される職の職務等については、以下のとおりであること。

副校長

副校長の職務が、校長(幼稚園においては、園長。以下同じ。)から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができるものであること。一方、教頭の職務は、校長を助けることの一環として校務を整理するにとどまるものであること。

なお、副校長も授業などの具体的教育活動を行いうるものであること。ただし、副校長が児童生徒の教育を司る場合には、各相当学校の教諭の相当免許状を有している必要があること。

副校長と教頭を併せて置く学校においては、教頭は校長及び副校長を補佐する立場にあること。

主幹教諭

主幹教諭の職務が、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。一方、主任は、教諭を持って充てるものであり、その職務は、校長の監督を受け、担当する校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるものであること。

### 指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。一方、指導主事は、教育委員会事務局の職員として当該教育委員会が所管する学校全体の状況を踏まえ、各学校の校長や指導教諭も含めた教員を対象として、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、指導、助言を行うものであること。

### 副校長等新しい職の設置について（解説）

「新しい教育基本法の制定を受けた教育四法の改正について」中央教育審議会副会長 梶田叡一（文部科学省：教育委員会月報2007年9月号）

～主要な改正内容として、もう1点、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校、高等学校等に、副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くことができることとされた点も重要であろう。

これによって、学校が従来のように校長・教頭をツマミとして他の教員が全てフラットに並ぶ「鍋蓋（なべぶた）型」の組織から脱し、中間的な管理職の配置を進めることによって、組織として有機的かつ一体的に機能していけるような組織形態がとれるようになったわけである。

## 1 基本的な生活習慣を確立させるための家庭への支援の事例

## 家庭のしつけ推進事業（アンビシャスカレンダーの企画）

親子で話し合いながら「わが家のきめごと」（家庭のルール、目標、きまりなど）を決め、家族ぐるみでその実現に取り組むためのアンビシャスカレンダーを企画し、民間団体がカレンダーを印刷、配付することにより、各家庭への啓発を行い、日常における家族の会話の促進と家庭における基本的な生活習慣の向上を図る。

## 本のわくわく探検事業

県下8地区における「読書フォーラム（読書研修会・読書まつり・交流会）」、「読書ボランティア養成講座（初級編・上級編）」、幼稚園・保育所・小中学校への「読書ボランティア派遣」を実施することにより、学校、読書ボランティアが連携し、家庭や地域、学校における子どもたちの読書活動を推進し、読書の普及啓発を行い、子どもの読書活動を活発にし、読書の習慣化を図る。

## 0歳期教育研修会

望ましい家庭づくり、特に胎児期や乳幼児期の子育てや心の健康と食生活、それを支える地域環境づくり等に関しての講演、意見交換を行い、その成果を広め、家庭の育成機能を支援する地域活動の促進を目指す。

平成19年度開催状況

日時：平成20年2月6日（水） 会場：福岡東総合庁舎5階大会議室

参加者：163名

## 親子教室事業

新婚夫婦、妊産婦、乳幼児とその両親を対象として、胎児期から始まる心豊かな子育ての在り方、進め方について体験的に学習する機会を提供する親子教室を実施する青少年育成市町村民会議に対し、経費の助成を行う。

平成19年度実績

（1年次）田川市 （2年次）春日市 （3年次）大川市、小郡市

## アンビシャスふくおか家庭教育宣言事業

小・中学校のPTAが中心となり、家庭の教育力の向上を図る実践活動に取り組むとともに、県民への啓発を図る。

- ・実施校：100校（H18、H19）、85校（H20）＜小・中、政令市含む＞
- ・実践内容（実態把握、実践活動の意欲付け、宣言・実践活動、評価）
- ・宣言例（朝7時までには起きる。朝ご飯を食べる、夜9時までには寝る、元気にあいさつをする、テレビを消して読書する等）
- ・連携（福岡県PTA連合会、北九州市PTA協議会、福岡市PTA協議会）

## 1 青少年アンビシャス運動

## (1) アンビシャス広場の具体的な取組の事例

アンビシャス広場の開設数等（平成20年4月1日現在）

- ・ 広場数 259 広場
- ・ 主な活動場所 小学校 68 箇所、中学校 11 箇所、公民館 144 箇所  
児童館等 79 箇所（活動場所は、重複有り）

## 活動内容

- ・ 子どもの居場所  
地域の公民館や集会所、学校等を活用して、放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、友達と遊んだり、本を読んだり、大人や高齢者から何かを学んだり、高校生や大学生と遊ぶなど、子どもの自由な発想で思い思いに過ごすことができる居場所づくり
- ・ 体験活動  
工作、料理、スポーツ、伝承遊び、創作、ボランティア等の体験活動
- ・ 子育てサポート  
乳幼児の保護者に対する子育て相談活動や子育てネットワークづくりなどの子育てサポート
- ・ 広報活動  
地域への広場ニュースの配付、ボランティア募集などの広報活動

放課後児童クラブとの連携状況（平成19年8月調査）

- ・ 調査対象広場数 202 広場
- ・ 調査結果  
隣接地又は対象地域における放課後児童クラブ有無  
ある 77% (156広場) ない 22% (44広場) 無回答 1% (2広場)  
放課後児童クラブとの連携状況  
連携あり 36% (56広場) 連携なし 63% (98広場) 無回答 1% (2広場)

アンビシャス広場と放課後児童クラブ（学童保育）との連携にかかるアンケート調査結果より（平成19年8月調査）

個々のアンビシャス広場の活動事例は、  
アンビシャス運動ホームページ（<http://www.ambitious.pref.fukuoka.jp/>）

(2) 青少年育成団体等の具体的な取組の事例

上妻少年野球クラブ(八女市)

野球の楽しさ、チームワークを学びながら心身ともに健やかな青少年の育成を目指している。子どもにさまざまな活躍の場を提供することを心がけており、スポーツの分野にとどまらず、「あかり絵パレード」や「すもう大会」など、いろいろな地元の行事に参加している。

学校や地域の理解と協力も厚く、生活リズムや礼儀といった面にも重きを置いて活動しており、あたたかい人間関係を築いている。

なんちゅうカレッジ(春日市)

春日南中学創立20周年を契機に「地域の力で子どもを育てる」を旗印として、同校のPTAのOB有志が中心になり、地域の人々が講師となって中学生と地域の人を対象として野鳥観察、ギターなど20講座を開催。

生徒の人間関係づくりや社会生活のマナーなどを学ぶ機会を提供している。

えんがわクラブ(古賀市)

古賀東小学校敷地内の施設を拠点として活動している高齢者の団体。高齢者としての知識や経験を生かして子どもたちと交流、昔遊びや昔語り、独居老人訪問などをおこなっている。

昼休みには子どもたちの方からの訪問もあり、特にギャングエイジといわれる3年生とは継続的に関わっている。

ぶっくくらぶ大木(大木町)

大木町はもとより城島(久留米市)の小学校や図書館等で年間100回以上の読み聞かせを行うとともに乳幼児検診時の読み聞かせや図書館のない大木町での「文庫」活動も行っている。学校等の依頼に合わせた「おすすめの本リスト」も作成している。

## 2 社会教育指導者の育成

地域における社会教育の一層の推進と地域社会における学習活動の活性化を図るため、社会教育に関する指導者及び専門的職員の資質向上を図る。

(社会教育課)

- ・小・中学校 P T A 指導者幹部研修
- ・高等学校 P T A 指導者研修
- ・特別支援学校 P T A 指導者研修
- ・青少年教育指導者研修
- ・ P T A 母親研修
- ・社会教育指導者研修

(青少年課)

- ・青少年育成指導者養成研修
- ・青少年育成アドバイザーの養成

地域における青少年育成活動の核となる青少年アドバイザーを養成するため、青少年育成国民会議が実施する「青少年指導者のための通信教育」の受講者に対して助成。

## 3 青少年指導者登録

市町村民会議等が実施する事業等へボランティアとして紹介・斡旋

- ・登録者数：172名(平成20年4月1日現在)

## 4 子育て応援宣言企業登録制度(登録企業・事業所 1,447社 H20.4.15現在)

育児・介護休業法をはじめとした制度は実際に使えなければ意味がないとの問題意識のもと、次の4つの観点に即した具体的な取組を企業のトップ自らに宣言してもらうもの。(別冊資料参照)

育児休業が取得しやすい環境づくり

育児休業期間中に職場とのコミュニケーションが取れる仕組みづくり

円滑な職場復帰に向けたサポートの実施

職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮 等

大項目	小項目	具体の取組等の記述
提案 家庭の教育力を高めよう	基本的な生活習慣等の確立	(36) 家族でテレビ視聴やゲームの時間等のルールを決めたり、自分の将来の夢や希望等について話し合ったりするなど、日常の家族の会話を増やす 9ページ 17行目 (37) 「早寝・早起き・朝ごはん」、「ノーテレビデー」、「読書活動」などに、家族ぐるみで取り組む 9ページ 24行目
	子どもの自主的な活動の奨励とそれを見守る大人の姿勢	(38) 試行錯誤しながら自分の力で最後までやり遂げる経験をさせる(中略)できないことだけを指摘することなく、たとえ小さなことでもできたことを認め、ほめる 9ページ 33行目
	家族のコミュニケーションと子育てに関する情報の共有	(39) 躊躇せず子ども部屋に入ることも大切である。また、家族での会話の時間を増やしたり、家族で時間を見つけて屋外での活動をしたりするなど、家族のコミュニケーションの機会を増やすよう努めていく 9ページ 42行目 (40) インターネット等を活用した子育てグループやイベント、相談機関に関する情報等を提供できるように整備するとともに、悩みを共有できる子育てグループづくりや保護者が互いに交流する場や機会を設けるなどの支援 9ページ 49行目
提案 地域の教育力を高めよう	子どもが集まる地域の中の居場所づくり	(41) 現在、(中略)子どもの居場所としての「アンビシャス広場」づくりに取り組んでおり、(中略)今後も地域の協力を得ながら、この取組を継続・拡充していく 10ページ 12行目
	地域で子どもや保護者が学ぶ機会の拡充	(42) 地域が青少年育成団体等を支援しながら子どもの活動を活性化させていく取組を行う 10ページ 19行目 (43) 地域の中で子育てについての情報や学ぶ機会の提供、及び保護者同士のネットワークをつくるなど、地域で安心して子どもを育てられるよう、保護者を支援していく取組 10ページ 24行目
	企業の協力・支援	(44) 地域や学校、行政は、企業の支援を進んで受け入れ、活用できるよう、体制の整備をするとともに、積極的に企業に協力・支援を働きかける 10ページ 33行目 (45) 働く保護者が子どもとふれあい、地域の保護者同士で交流する時間を増やしたり、学校の行事に積極的に参加したりすることができる職場環境づくり 10ページ 36行目

大項目	小項目	具体の取組等の記述
課題 学ぶ意欲 の低下	体験を重視した学びの推進	(46)日常生活における様々な体験を豊かにし、いろいろな事象に興味・関心をもたせて、学ぶ意欲を高める(中略)学んだことが実生活で役に立つと実感させる 13ページ 20行目
	学ぶことの意義の理解と将来の自分の生き方を考えさせ、志をもたせる指導の充実	(47)学ぶことの意義を理解させ、今後の自分の生き方を考え、志をもたせる 13ページ 32行目
	教育に対する強い使命感をもち、結果責任を果たす教師の育成	(48)教材研究、指導方法の工夫改善を日々行っていく強い使命感をもつことと、それを実現する指導体制や環境を整える 13ページ 37行目 (49)教育の成果と課題を常に見直し、教師の資質や指導力等の向上を図る研修の充実 13ページ 45行目
課題 自尊感情 (自分への自信、 自分を肯定的にと らえる)の低下	自分のよさに気づき、自信をもたせる支援	(50)自分を肯定的にとらえることができるような支援が必要である。また、子どもの悩みや不安に対する適切な支援が行えるような仕組みを充実させる 15ページ 10行目
	集団で自分の役割を果たす体験と、互いを認め合う集団づくりの推進	(51)子どもに役割をもたせ、その役割を果たす取組を進め、やり遂げる体験を重ねさせる。(中略)子どもの活動を認め、励ましや感謝の言葉を伝える 15ページ 16行目 (52)集団の中で、自信をもって自分のよさを発揮できるように、互いを認め合う集団づくりに取り組む 15ページ 21行目
	自分の力でやり遂げる体験とそれを支える大人の指導・助言	(53)できる限り自分の力で解決できるような手だてを考えるとともに、失敗体験から学ばせるという意識をもつ 15ページ 28行目 (54)子どもに失敗を振り返らせる際には(中略)今後の努力・挑戦する意欲につながる指導や助言をする 15ページ 30行目
	子どもを認め、ほめる機会や場の拡充	(55)地域の回覧板や掲示板を活用した学校情報の提供(中略)子どもの活動等を認め、励ます 15ページ 37行目 (56)学校では地域活動参加への呼びかけをしたり、子どもの地域活動を表彰したりすることなどに取り組む 15ページ 40行目 (57)「青少年アンビシャス運動」に積極的に参加するなど、お互いの取組や活動状況などの情報を共有化することで、子どもを温かく見守りながら、認め、ほめる機会と場を広げていく 15ページ 42行目

大項目	小項目	具体の取組等の記述
課題 規範意識 (規範の理解と実践)の低下	規範を教え、納得させ、実践させる指導	(58)家庭においては躾の徹底、学校においては道德教育の充実、地域においては大人を含めた社会全体の規範意識の向上等、学校、家庭、地域がそれぞれの取組を相互に理解し、行動に移していく 17ページ 16行目 (59)子どもに考え、行動させることも大切であるが、その基盤として、「悪いものは悪い」「駄目なものは駄目」と大人が毅然とした態度で規範を教え、ルールを守らないことで後ろめたさを実感させる 17ページ 20行目
	よりよい人間関係を形成する力の育成と他者と関わる体験活動の充実	(60)真心をもって自分の考えを表現したり、他人の意見を謙虚に受け入れたりする力を育てていくとともに、周囲の状況や場を踏まえた態度や行動がとれるように育てていく 17ページ 25行目 (61)一人一人が勝手な行動をとることによる弊害や、みんなが気持ちよく活動するためのルールやマナーの必要性を、集団活動によって子どもに実感させる 17ページ 28行目 (62)他者と関わりながら共通の目標をめざす活動に取り組む 17ページ 31行目
	子どもと共に学び、考え、行動する大人の姿勢	(63)携帯電話やインターネットなどは、ルールやマナーが確立しないまま、大人と子どもが同時期に使い始めている。(中略)情報社会における規範なども含めた利用する側に対する教育を進めなければならない 17ページ 38行目 (64)子どもの成長にとって好ましくない情報も一方通行で提供されるテレビ等については、情報提供側の教育的配慮も必要 17ページ 42行目 (65)相手の立場に立った行動の仕方や自己責任の在り方などを子どもと共に大人も学び、考え、行動する 17ページ 45行目
	課題 低下 体力等の	運動の機会や場の提供
たくましい心身の育成		(70)互いに競い合う中で、勝利から学んだり、敗北から学んだりすることができるように指導し、子どもの発達段階に応じた健全な競争心を満たす取組 19ページ 23行目 (71)家族で健康であることの大切さ、有り難さを語り合ったり、学校で健康についての正しい知識の習得を図ったりする取組 19ページ 26行目
幼児期からの外遊びの促進		(72)幼児期の外遊びを重視し、奨励する取組 19ページ 36行目
規則正しい生活習慣と食習慣の確立		(73)正しい食習慣と遊びや運動を中心とした運動習慣を確立する 19ページ 40行目